



石運整第383号  
平成31年1月29日

石川県内自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

標記について、北陸信越運輸局自動車技術安全部長から別紙（平成31年1月28日付け北信技保第81号）のとおり通達がありましたので、了知されるとともに、貴事業者において同種事故の再発防止のための指導教育に活用していただきますようお願い致します。



北信技保第81号  
平成31年1月28日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局 自動車技術安全部長  
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成31年1月25日  
付け国自安第185号の3）のとおり通達があったので了知されるとともに、  
貴支局管内の関係事業者に対して、同種の事故の再発防止策について指導願  
います。

国自安第185号の3  
平成31年1月25日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表した。

同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、当該事業者に対する指導はもちろんのこと、他事業者に対する指導についても行うこととされたい。

なお、本件については、別紙のとおり関係団体に対し通知したので申し添える。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕  
大型トラックの衝突事故（徳島県鳴門市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの衝突事故（長野県佐久市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（福井県あわら市）
- ・別添4〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（北海道上川郡清水町）



国自安第185号  
平成31年1月25日

公益社団法人日本バス協会会長 殿  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿  
一般社団法人全国個人タクシー協会会長 殿  
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長 殿  
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕  
大型トラックの衝突事故（徳島県鳴門市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの衝突事故（長野県佐久市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（福井県あわら市）
- ・別添4〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（北海道上川郡清水町）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。  
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

国自安第185号の2

平成31年1月25日

一般社団法人日本自動車工業会常務理事 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するためには、関係者において同報告書の再発防止策を確実に進める必要があることから、貴会傘下会員に対し周知方お願いいたします。

記

- ・別添1〔特別重要調査対象事故〕  
大型トラックの衝突事故（徳島県鳴門市）
- ・別添2〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの衝突事故（長野県佐久市）
- ・別添3〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（福井県あわら市）
- ・別添4〔重要調査対象事故〕  
貸切バスの転落事故（北海道上川郡清水町）

※ 事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/jikochousa/report1.html>

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～貸切バスの転落事故～

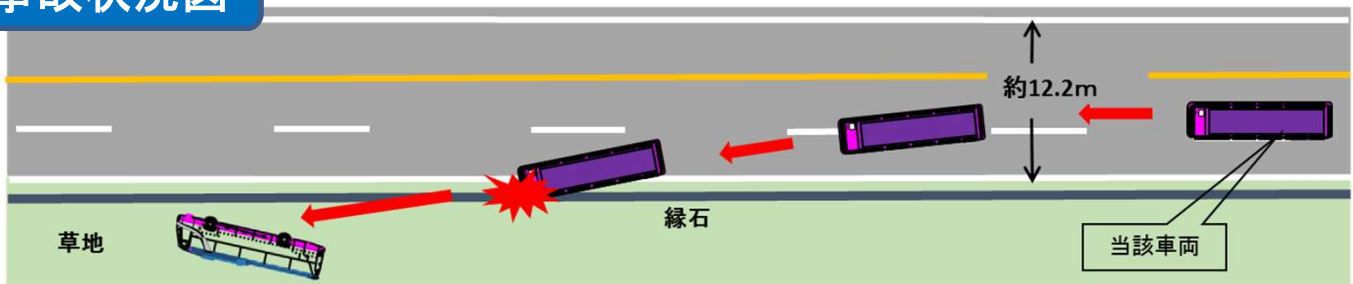
### (北海道上川郡清水町)

#### 事故概要

平成29年8月18日15時45分頃、北海道上川郡清水町の国道274号上り線において、乗客47名を乗せた貸切バスが片側2車線の直線道路の第2車線を走行中、道路左路外に逸脱して約3m下の草地に転落し、左側面を下にして横転した。この事故により、貸切バスの乗客10名及び乗務員（ガイド）1名の計11名が重傷を負い、乗客32名が軽傷を負った。



#### 事故状況図



#### 原因

- ・事故は、運転者が**居眠りをするなど意識が低下した状態**となったことから発生したものと考えられる。
- ・運転者は、事故前1カ月は疲れが溜まってだるい感じが続いており、事故当日も疲労状態があったまま運転をしたことで居眠りをするなど意識が低下した状態での運転につながった可能性が考えられる。
- ・周囲の者が**同運転者の疲労状態に気付くことができず**、居眠り運転等の防止のための配慮を行うことができなかったことも事故の要因となった可能性が考えられる。
- ・運行管理者等が、ベテランで指導的立場にある同運転者を信用して任せきりにし、**指導・監督や心身の状況に対するケアが十分に行われていなかった**ことが事故の背景にある可能性が考えられる。

#### 再発防止策

- ★事業者は、居眠り運転等を防止し、輸送の安全を確保するため、次に掲げた取組を徹底することが重要である。
- ・運転者に対し、乗務中に眠気が生じた場合は、**運行管理者に報告して指示を受ける**などの措置について**継続的に指導**すること。
- ・乗務前の点呼等で運転者が**睡眠不足ではないか**等について**確認**するよう運行管理者に指導すること。
- ・適性診断の指摘項目に安全運行に関する指摘があった運転者に対して、具体的な指導内容や資料を基に指導教育を行い、改善に努める運転を心がけるよう指導すること。

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～貸切バスの転落事故～

### (福井県あわら市)

#### 事故概要

平成29年7月13日9時04分頃、福井県あわら市の県道29号線において、貸切バスが乗客20名を乗せて走行中、道路左路外に逸脱して約1.3m下の農道に転落し、左側面を下にして横転した。

この事故により、当該車両の乗客2名が重傷を負い、1名が軽傷を負った。



福井県警察提供

#### 事故状況図



#### 原因

- ・運転者が事故地点手前の曲線部分において速度超過をして走行し、エアコン温度調節の操作スイッチを確認しようとして前方から目をそらし、**前方不注視の状態**で走行したため、カーブの出口付近で操舵を誤り、事故が発生したものと考えられる。
- ・当該事業者は、従業員3名であり、うち運転者2名が運行管理者を兼務していることなどから、終業点呼の一部が対面で行われていなかったことや、安全に対する運転者の指導監督が必ずしも適切に行われていなかったことなど、**運行管理が適切に行われていなかった**ことが、同運転者が**安全を軽視した運転**をした背景にあった可能性が考えられる。

#### 再発防止策

- ★事業者は、運行頻度の少ない運転者に対して事故を防止するため、次に掲げる運行管理の取組を徹底する必要がある。
- ・運転者が、何度も経験のある経路を運行する場合、漫然運転をしがちであることから**慣れた道でも安全な運転を行うよう指導・教育**を行うこと。
- ・カーブ区間を通過する際は、**安全な速度まで減速してから通過**させること。
- ・全ての座席において乗員に**シートベルトを確実に着用**させるよう指導すること。



# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～貸切バスの衝突事故～

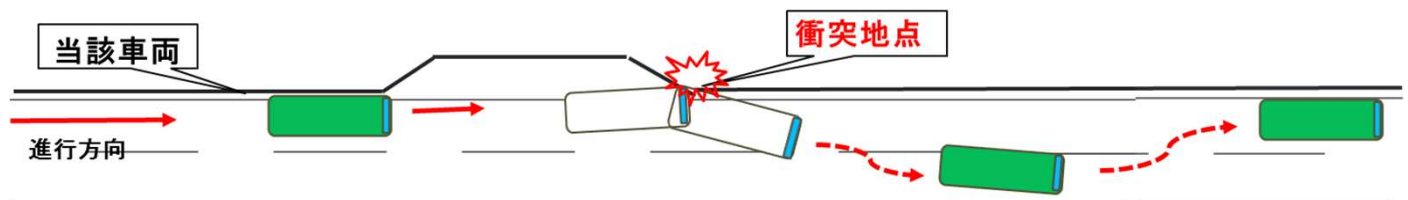
### (長野県佐久市)

#### 事故概要

平成29年2月26日13時53分頃、長野県佐久市の上信越自動車道上り線の八風山トンネルにおいて、乗客19名を乗せた貸切バスが片側2車線の第1通行帯を走行中、同トンネルに設けられた非常駐車帯出口部の側壁に衝突した。この事故により、乗客1名及び交替運転者の計2名が重傷を負い、乗客10名が軽傷を負った。



#### 事故状況図



#### 原因

- ・運転者が、高速道路を走行中に眠気を感じたまま運転し、トンネル内を走行中に**居眠り状態**となったことから発生したものと考えられる。
- ・運転者は、トンネルに至る間に**強い眠気**を感じており、トンネルの直前に運転者交替を行うことが可能なチェーンベースの存在に気付いていたが、交替予定場所までは遠くなく頑張れば運転を継続できると判断し眠気を訴えたり交替を申し出たりすることなく**運転を継続**したことが居眠り運転につながった。同運転者は、大型バスの運転者として経験が浅く運転を継続することが可能であると安易に考えていた可能性が考えられる。
- ・事業者は運転者に、運転中に**眠気が生じた際の**対応について特段の**指導**はしておらず、新人運転者に対して居眠り運転の重大さとその防止措置を徹底するという点では十分でなかった可能性が考えられる。

#### 再発防止策

- ★事業者は、居眠り運転等を防止し、輸送の安全を確保するため、次に掲げた取組を徹底することが重要である。
- ・運転者に対し、乗務中に**眠気**が生じた場合は、**安易に大丈夫と考えたり、頑張ろうと**気負ったりすることなく、運行管理者に報告して**指示を受けるなどの措置**について継続的に**指導**すること。
- ・運転者が交替運転者や運行管理者に対して**申告しやすいような職場環境**を整備すること。特に先輩や職場に気兼ねして申告しにくかったりすることがあることに配慮し、交替運転者等に対して十分指導すること。
- ・乗務前の点呼等で運転者が**睡眠不足ではないか**等について**確認**するよう運行管理者に指導すること。
- ・休息期間における運転者の**睡眠状態を測定・記録する機器の導入**等を積極的に推進すること。



# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～大型トラックの衝突事故～ (徳島県鳴門市)

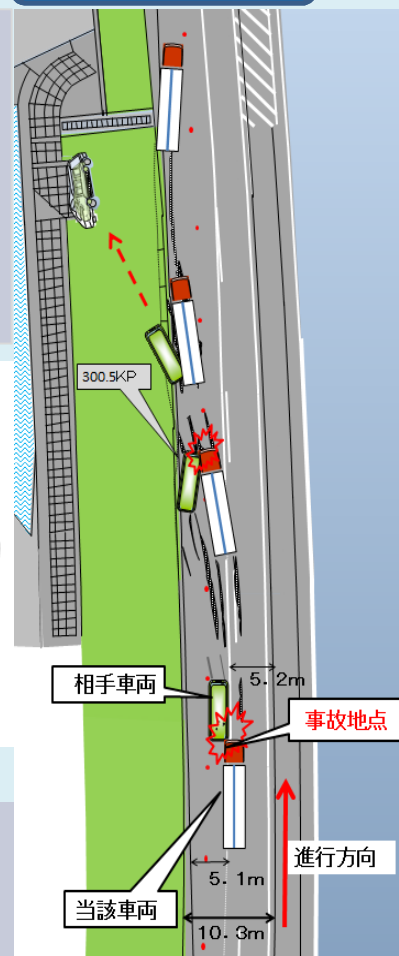
### 事故概要

平成29年8月25日16時59分頃、徳島県鳴門市の徳島自動車道下り線において、大型トラックが生活雑貨等約6,800kgを積載して走行中、路側帯に車両故障のため駐車していたマイクロバスに衝突し、その衝撃でマイクロバスは道路左側のガードレールを乗り越え、約6m下の法面に転落した。

この事故により、マイクロバスの乗客1名と運転者が死亡し、乗客2名が重傷を負い、12名が軽傷を負った。



### 事故状況図



### 原因

- ・事故は、大型トラックの運転者が改善基準告示に適合しない勤務を行っており、さらに、真夏で気温や湿度が高い中で、荷物の積み込み等の作業を3カ所で6時間を超えて行っていたことから、同運転者に疲労が蓄積し、**居眠り運転**となって発生したものと考えられる。
- ・当該事業者は極めて多くの運転者に**拘束時間超過**等の改善基準告示違反が確認されており運行管理体制が適切に構築されていなかった。
- ・運転者は、運行管理者から指示された休憩地点で休憩するよう指導されていたが、これに従っていなかったことから、運行指示や、疲労状態での長時間の**連続運転の危険性を軽視**していたと考えられ、運行管理者の**指導が徹底されていなかった**。

### 再発防止策

- ★事業者は、過労運転等による事故発生を防止するため、次のような取組を積極的に進めることが重要である。
- ・運転者が運転中に疲労等を感じた場合は、車両を止め、運行管理者に報告して指示を受けるよう指導すること。
- ・気温や湿度が高い中での荷積み等の作業は、**休憩時間等を確実に取るよう指示するなどの対応**をとること。
- ・点呼時等において、運行管理者が、個々の運転者の勤務状況等も考慮しながら**疲労状況を注意深く確認**し、乗務の開始又は継続の可否を判断するとともに、運転者が眠気や体調不良等の**申告をしやすい環境づくり**に努めること。
- ★事業者は、車両故障等により高速道路上で車両を止めた場合の安全対策として、**緊急時の対応が適切に取れるよう訓練するなどの取組**を積極的に進めること。